

○菊川市立学校施設の利用に関する規則

平成17年1月17日教育委員会規則第31号

菊川市立学校施設の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域住民の社会教育活動、文化活動の促進及び社会体育の普及振興を図るため、菊川市立学校（以下「学校」という。）の施設及び設備を学校教育上に支障のない範囲において、住民の利用に供すること（以下「施設等の利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の利用責任)

第2条 施設の利用に関する責任は、利用団体の責めに帰するものを除き、菊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が負うものとする。

2 利用団体は、利用施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに教育委員会に報告し、その指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を弁償しなければならない。

(利用委員会)

第3条 開放事業の効果的な運営を図るため、施設利用委員会（以下「利用委員会」という。）を置く。

2 利用委員会は、教育委員会が毎年度定める開放事業の実施計画に基づき、当該開放校に係る開放事業の運営に当たる。

(管理員)

第4条 学校に管理員を置く。

2 管理員は、教育委員会の監督のもとに施設の利用に伴う利用者の危険防止、施設の管理その他指導に当たる。

3 管理員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の校長の推選する者
- (2) 市職員
- (3) 社会教育又は社会体育関係者

4 管理に要する経費は、教育委員会が負担するものとする。

(利用に供する施設の種類)

第5条 利用に供する施設の種類の種類は屋内・屋外運動場（夜間照明施設を含む）とする。

(利用の日時等)

第6条 利用日及び時間は次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までは午後6時30分から午後9時30分まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝祭日は午前8時から午後9時30分まで
- (3) 12月28日から翌年1月4日までは休みとする。

2 学校の校長は、施設の利用できる日時及び施設名について各学期ごとの計画をそれぞれ1か月前に教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、利用予定表をあらかじめ校長に提出するものとする。

4 教育委員会は、学校において特別の事情が生じた場合は、前各項の規定にかかわらず利用日及び時間を変更させることができる。

(使用申込及び利用者)

第7条 施設等を利用しようとする者は、代表者があらかじめ文書をもって使用の目的、種類、月日、時間、人員等を記載した申込書を教育委員会へ提出し、使用許可を得なければならない。

2 教育委員会は、使用の許可に当たっては、本規則に基づき使用者の許可、不許可を決定し申込者に通知するものとする。

3 施設等を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会が委嘱した自治会のスポーツ委員の引率した各自治会のスポーツ団体

(2) 体育協会、青年団、婦人連絡協議会、老人会等

(3) 教育委員会に登録した団体

(4) その他教育委員会が社会教育活動を行う団体として認めた場合

(使用団体の登録)

第8条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会に学校施設使用者登録申請書（別記様式）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による登録の申請があった場合は、登録の適否について審査を行い、適当と認めるときは、学校施設使用者台帳に登録し、当該申請者に登録証を交付する。

3 前項の規定により登録を受けた者は、前項に規定する台帳の登録内容に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小笠町立小学校施設利用に関する規則（昭和59年小笠町教育委員会規則第1号）又は北運動場（夜間）使用規程（昭和54年小笠町規程第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
学校施設使用者登録申請書

年 月 日

菊川市教育委員会 へ

申請者 住所
氏名

菊川市立学校施設の利用に関する規則第8条の規定により、次のとおり使用団体の登録を申請します。

- 1 団体名
- 2 構成員の人数
- 3 活動の内容
- 4 主として使用する学校名及び施設使用の内容
 - (1) 学校名 菊川市立
 - (2) 施設使用の内容 1 屋内運動場 2 屋外運動場
- 5 責任者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 生年月日
 - (4) 連絡先
電話番号 ()

(注)

- 1 施設使用の内容の項目については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 団体としての登録有効期限は、年度末（3月31日）です。

登録番号（記入しないでください）